

## 南魚沼市特産品協会認定規程

この規程は、南魚沼市特産品協会規約第4条の南魚沼市の特産品に認定する基準について必要な事項を定める。

### 1、申請資格

認定を受けようとする者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 南魚沼市に事業の本拠を有する生産、製造又は販売業者であること。
- (2) 生産、製造又は販売について、法令により許可又は認可を得たもの。

### 2、認定対商品

認定する品物は、農林水産物、食料品、繊維製品、家具装備品、金属製品、雑貨または観光土産品であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 地域の特性を活かし、通常要求される商品の水準を十分に満たしていること。
- (2) 市内で生産又は製造、加工された商品、または原材料が地元産であること。
- (3) 常時量産や販売が可能なものであること。(農産物はこの限りではない。)
- (4) 他の特許品又は登録品でないこと。

### 3、認定申請

認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を会長に提出するものとする。

### 4、認定基準

認定の基準は、以下の条件を概ね満たすものとする。

- (1) 品質が優良である。
- (2) 意匠、技術、色彩、包装等が優良である。
- (3) 市場が十分にある。
- (4) デザインが優れている。
- (5) 合理的な価格である。
- (6) 一定期間変質のおそれのないものである。
- (7) 食品衛生法、計量法等の関係法令に違反しないものである。
- (8) 観光土産品にあつては、観光土産品の表示に関する公正競争規約に違反しないものである。
- (9) 郷土色豊かなものである。

### 5、認定審査

- (1) 審査は、別途構成する審査会において行う。
- (2) 審査会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- (3) 認定の可否については、1件ごとに全委員で決定する。

### 6、認定の見直し

この認定は、品質等の再評価を目的に原則として毎年1回見直すものとする。

### 7、その他

この規程に定めない事項については、役員会において決定する。

### 付 則

この規程は平成23年5月27日より施行する。